

女性活躍推進法に基づく学校法人江戸川学園一般事業主行動計画

学校法人江戸川学園では、下記の通り女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定しています。

記

1. 計画期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

2. 内容

目標 : 育児休業取得率を 80%以上とする。

取組 : ①. 職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる職場風土づくり
②. 利用可能な両立支援制度に関する教職員・管理職への周知徹底